



熊本県公報

第 1 2 5 5 3 号

平成 28 年 9 月 13 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安心保全課) 1
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定取消し…………… (会計課) 2

公 告

- 道路の位置指定の廃止…………… (建築課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… (//) 3
- 熊本都市計画道路の変更…………… (都市計画課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 4
- 平成 28 年度砂利採取業務主任者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 4

登 載 依 頼

- 平成 29 年度県立高等学校生徒募集定員…………… (高校教育課) 5
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県立青少年の家) …… (社会教育課) 9

告 示

熊本県告示第 806 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。
平成 28 年 9 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表 1 農林中央金庫熊本支店の項中「熊本市中央区水道町 5 番 15 号」を「熊本市中央区南千反畑町 2 番 3 号」に改める。

熊本県告示第 807 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 9 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字宮久保 1107番1地先から 同所 1122番地先まで	前	4.3 ～ 5.6	88.7	単道改
			後	5.2 ～ 22.6		

2 区域を変更する期日 平成 28 年 9 月 13 日

熊本県告示第 808 号

熊本県少年保護育成条例 (昭和 46 年熊本県条例第 30 号) 第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 28 年 9 月 5 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 9 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	熟☆ギャル☆白書 極楽仁王勃ち（オーピー） トルコ行進曲 夢の城（新日本映像） ボインのお宿 熟女大宴会！（オーピー） 若妻 むっちりした肉体（新東宝） やわ乳太夫 月夜の恋わずらい（オーピー） 黒下着の日 主婦は浮気をする（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 8 0 9 号

熊本県収入証紙条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号）第 5 条第 1 項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
菊池市隈府 1 2 7 2 番地 1 0 熊本県菊池総合庁舎売店	菊池郡市母子寡婦福祉連合会 会長 木下 みどり	平成 2 8 年 8 月 3 1 日

公 告

熊本県公告第 5 6 0 号

平成 2 0 年 4 月 4 日付熊本県公告第 2 4 1 号（道路位置の指定）は、廃止する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 5 6 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー菊池店
菊池市大琳寺 2 4 4 番地 1 ほか
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役社長 竹下 光伸	熊本市北区植木町植木 1 3 3 番地の 1

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 9 年 4 月 1 9 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2, 8 2 0 平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 1 2 7 台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 1 8 台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 1 1 1. 5 平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫(1)	建物北側	4. 1 立方メートル
廃棄物保管庫(2)	建物北側	4. 1 立方メートル
廃棄物保管庫(3)	建物北側	4. 1 立方メートル
合計		1 2. 3 立法メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 9 時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (3) 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1 箇所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 6 時まで

7 届出年月日

平成 2 8 年 8 月 1 8 日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課

平成 2 8 年 9 月 1 3 日から平成 2 9 年 1 月 1 3 日まで

熊本県公告第 5 6 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
菊池郡大津町室字門出 1 3 7 ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(承継前) イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
(承継後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 1 1 号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
9, 5 9 2 平方メートル
- 5 届出年月日
平成 2 8 年 8 月 2 4 日

熊本県公告第 5 6 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、合志市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
合志市野々島の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県北広域本部土木部技術管理課及び合志市事業部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 2 8 年 9 月 1 3 日から平成 2 8 年 9 月 2 7 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

熊本県公告第 5 6 4 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 9 月 1 3 日から同月 2 6 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

河野 大介	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字大道987番1ほか17筆
橘 祐哉	熊本市南区域南町六田	熊本市南区域南町六田字瀬多尾15番ほか3筆
長井 トモエ	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字西源海2180番1ほか2筆
佐藤 とくみ	熊本市中央区出水	熊本市南区近見四丁目194番1ほか1筆

2 申請年月日
平成28年8月26日

熊本県公告第565号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年9月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字犬渕字森下492番ほか4筆

2 申請年月日
平成28年8月29日

熊本県公告第566号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成28年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時
平成28年11月11日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市東区健軍二丁目4番10号
熊本県市町村自治会館別館2階中会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する関係法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書の受付期間等
受付期間は、平成28年10月3日（月）から平成28年11月4日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
なお、郵送による申込みの場合は、平成28年11月4日（金）までの消印があるもの限り受け付ける。
- 5 提出書類
(1) 受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、52円分の郵便切手を貼ること。）
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- 6 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 7 受験願書の請求先及び提出先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課資源班
電話 096-333-2322

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 15 号

熊本県立高等学校学則（昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号）第 4 条第 2 項の規定により、平成 29 年度の県立高等学校生徒の募集定員を次のように定める。

平成 28 年 9 月 13 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

平成 29 年度県立高等学校生徒募集定員

[全日制課程]

学 校	学 科 ・ コース	募集定員 (単位:人)
済々黌高等学校	普通科	400
熊本高等学校	普通科	400
第一高等学校	普通科	320
	普通科・英語コース	40
第二高等学校	普通科	320
	理数科	40
	美術科	40
熊本西高等学校	普通科	280
	普通科・体育コース	40
	理数科	40
熊本北高等学校	普通科	280
	理数科	40
	英語科	40
東稜高等学校	普通科	280
	普通科・国際コース	40
	普通科・理数コース	40
湧心館高等学校	普通科	120
	情報処理科	40
玉名高等学校	普通科	280
岱志高等学校	普通科	120
	普通科・体育コース	20
	普通科・美術工芸コース	20
鹿本高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	40
菊池高等学校	普通科	160
	商業科	80
大津高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	20
	普通科・美術コース	20
	理数科	40
阿蘇中央高等学校	普通科	120
	総合ビジネス科	40
	農業食品科	40
	グリーン環境科	40
	社会福祉科	40
小国高等学校	普通科	80
高森高等学校	普通科	80
御船高等学校	普通科	120

	普通科・芸術コース	40
	電子機械科	80
甲佐高等学校	普通科	40
	普通科・福祉教養コース	40
	ビジネス情報科	40
宇土高等学校	普通科	240
松橋高等学校	普通科・文理総合コース	80
	普通科・体育コース	40
	情報処理科	40
	家政科	40
八代高等学校	普通科	240
八代清流高等学校	普通科	200
八代東高等学校	普通科・体育コース	40
	商業科	120
	情報会計科	40
水俣高等学校	普通科	160
	商業科	40
	機械科	40
	電気建築システム科・電気コース	20
	電気建築システム科・建築コース	20
人吉高等学校	普通科	280
人吉高等学校五木分校	普通科	40
天草高等学校	普通科	240
天草高等学校倉岳校	普通科	40
牛深高等学校	普通総合学科	120
上天草高等学校	普通科	120
	情報会計科	40
	福祉科	40
熊本商業高等学校	商業科	200
	情報処理科	80
	国際経済科	40
	会計科	40
球磨中央高等学校	地域未来探究科	40
	商業科	80
	情報処理科	40
鹿本商工高等学校	商業科	40
	情報管理科	40
	機械科	40
	電子機械科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	繊維工業科	40
	土木科	40
	建築科	40
	材料技術科	40
	インテリア科	40
	情報システム科	40

玉名工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	土木科	40
小川工業高等学校	機械科	40
	建築科	40
	土木科	40
	設備工業科	40
	情報電子科	40
八代工業高等学校	機械科	80
	電気科	80
	工業化学科	40
	インテリア科	40
	情報技術科	40
球磨工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	建築科・建築コース	20
	建築科・伝統建築コース	20
	建設工学科	40
天草工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	土木科	40
	情報技術科	40
熊本農業高等学校	農業科	40
	園芸・果樹科	40
	畜産科	40
	農業経済科	40
	農業土木科	40
	食品工業科	40
	生活科	40
北稜高等学校	普通科・人文コース	40
	ビジネスマネジメント科	40
	園芸科学科	40
	造園科	40
	家政科学科	40
鹿本農業高等学校	施設園芸科	40
	食品工業科	40
	バイオ工学科	40
	生活科学科	40
菊池農業高等学校	農業科	40
	園芸科	40
	畜産科学科	40
	食品化学科	40
	生活文化科	40
矢部高等学校	普通科	40
	食農科学科・農業科学コース	20
	食農科学科・食・生活コース	20
	緑科学科・林業コース	20

	緑科学科・みどり活用コース	20
八代農業高等学校	園芸科学科	40
	食品科学科	40
	農業工学科	40
	福祉家庭科	40
八代農業高等学校泉分校	グリーンライフ科	40
芦北高等学校	農業科	40
	林業科	40
	福祉科	40
南稜高等学校	普通科・体育コース	20
	普通科・福祉コース	20
	総合農業科	80
	食品科学科	40
	生活経営科	40
天草拓心高等学校	普通科	40
	商業科	40
	生物生産科	40
	食品科学科	40
	生活科学科	40
	普通科・総合コース	40
	海洋科学科・海洋航海コース	20
	海洋科学科・栽培・食品コース	20
翔陽高等学校	総合学科	280

(備考)

- 1 玉名高等学校の普通科、宇土高等学校の普通科及び八代高等学校の普通科の募集定員には、併設型中学校からの入学予定者数を含む。
- 2 矢部高等学校の食農科学科・農業科学コースと食農科学科・食・生活コース、緑科学科・林業コースと緑科学科・みどり活用コースは、それぞれ学科ごとのくくり募集とする。

[定時制課程]

学 校	学 科 ・ コース	募集定員 (単位:人)
湧心館高等学校	普通科	40
	情報科学科・情報処理コース	30
	情報科学科・科学技術コース	10
玉名高等学校	普通科	40
岱志高等学校	普通科	40
水俣高等学校	商業科	40
人吉高等学校	普通科	40
天草高等学校	普通科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
八代工業高等学校	総合学科	40

[専攻科]

学 校	専 攻 科 名	募集定員 (単位:人)
球磨工業高等学校	伝統建築専攻科	10

熊本県教育委員会公告第12号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成28年9月13日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。
 - (1) 施設の名称
ア 熊本県立天草青年の家
イ 熊本県立菊池少年自然の家
ウ 熊本県立豊野少年自然の家
エ 熊本県立あしきた青少年の家
なお、以下これらの4施設の総称を「青少年の家」という。
 - (2) 施設の場所
ア 上天草市松島町合津5500
イ 菊池市原4885番地5
ウ 宇城市豊野町山崎1775
エ 葦北郡芦北町鶴木山
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 168,557平方メートル
主な建物 宿舎(250人収容)
イ 敷地面積 81,305平方メートル
主な建物 宿泊棟(208人収容)
ウ 敷地面積 101,286平方メートル
主な建物 宿泊棟(200人収容)
エ 敷地面積 125,646.59平方メートル
主な建物 和室・洋室宿泊棟(300人(最大400人)収容)
 - (4) 施設の概要
ア 宿舎、講堂、大研修室、中研修室、第1研修室、第2研修室、視聴覚室、食堂、体育館、キャンプ場、屋根付き運動場等
イ 宿泊棟、研修室、工作室、体育室、食堂、キャンプ場等
ウ 宿泊棟、研修室、プレイホール、食堂、キャンプ場等
エ 洋室宿泊棟、和室宿泊棟、大研修室、中研修室、小研修室、創作室、食堂、文化ホール、体育館、キャンプ場、艇庫等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - (2) 青少年又は青少年育成指導者等の研修のための施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供並びに当該研修に関する指導及び助言
 - (3) 県民の生涯学習の諸活動のための施設等の提供及び当該諸活動に関する助言
 - (4) 青少年教育に関する調査研究(青少年の健全育成に効果的な集団活動や自然体験活動等の教育的プログラムの研究開発及びこれに必要な調査等)
 - (5) 利用者の安全を確保するための施設等の維持管理業務(別途定める額を超える修繕を除く。)
 - (6) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。(一般競争入札の参加資格を満たすこと。)
 - (2) 熊本県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
ア グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。なお、県はその代表団体を窓口として事務を行う。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

- ウ 指定管理者指定申請書及び指定管理者事業計画書以外の提出書類については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 一申請者一提案
 - 申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
 - また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
 - 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
 - イ 事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前3カ年の事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前3カ年の事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
 - ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表、グループ協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)、処務規程(グループ内の組織における権限とその意思決定等を明らかにした書類)及びリスク分担表(グループ内の組織における青少年の家の管理運営業務に関するリスク分担を明らかにした書類)
 - (ウ) 指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき県が実施する、暴力団との関係の確認に関する申出書
 - (2) 申請書の提出先
 - 熊本県教育庁教育総務局社会教育課総務・生涯学習係(県庁行政棟新館7階)
 - 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-333-2697(ダイヤルイン)
 - FAX番号096-387-0089
 - (3) 提出期間
 - 平成28年10月4日(火)から平成28年10月13日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分までとする。
 - 郵送の場合は、書留郵便により平成28年10月13日(木)の午後5時00分まで必着とする。
 - 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
 - (4) 提出部数
 - 正本1部、副本11部(副本については、複写で可。)
 - (5) 留意事項
 - ア 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとし、白黒印刷に限るものとする。
 - ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認める。
 - イ 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - ウ 提出書類は返却しない。
 - エ 提出された書類は、必要に応じ複写する。(使用は県庁内及び指定管理候補者選考委員会での検討に限る。)
 - オ 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
 - 平成28年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえて、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の配付
 - 5の(2)に掲げる場所で、平成28年9月13日(火)から平成28年10月13日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分までの間に配付する。
- 8 説明会
 - (1) 合同説明会
 - 施設見学会への参加を希望する場合は、団体の名称及び参加者氏名等をあらかじめ

- め定められた様式により、9月23日（金）までに5の（2）へ申し込むこと。
- ア 日時 平成28年9月26日（月） 午後2時00分～
- イ 場所 県庁行政棟本館13階 1301会議室
- (2) 施設見学会
施設見学会への参加を希望する場合は、団体の名称及び参加者氏名等をあらかじめ定められた様式により、9月26日（月）までに5の（2）へ申し込むこと。
- ア 日時及び場所
- | | | |
|----------|------------|---------------|
| 9月27日（火） | 午後1時30分から | 熊本県立天草青年の家 |
| 9月28日（水） | 午前10時00分から | 熊本県立菊池少年自然の家 |
| 9月29日（木） | 午後1時30分から | 熊本県立豊野少年自然の家 |
| 9月30日（金） | 午後1時30分から | 熊本県立あしきた青少年の家 |
- 9 その他
- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限などが守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (4) 問い合わせ先
5の（2）に同じ。